

増毛町
第8期
高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月
増毛町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間と計画作成の時期	4
4. 計画策定の方法	4
(1) 計画の策定	4
(2) 計画策定の体制	4
5. 地域包括ケアシステム	5
(1) 地域包括ケアシステム	5
(2) 医療計画等との整合性の確保	6
6. 制度改正の概要	7
7. 日常生活圏域の設定	9

第2章 高齢者の現状分析

1. 人口等の動向	10
(1) 人口・世帯数等の推移	10
(2) 人口構成の推移	10
(3) 高齢者人口等の推移	12
2. 介護保険事業の実施状況	
(1) 認定者数等の状況	13
(2) サービス基盤の状況	16
(3) 各サービスの進捗率	17
(4) 総給付費の状況	18
3. 地域支援事業の状況	19
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	19
4. 包括支援センターの状況	20
(1) 包括的支援事業	20
5. 福祉サービスの利用状況	
(1) 在宅福祉サービス	21
(2) 高齢者の生きがい支援活動	22
(3) 施設サービス	22

第3章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本方針	24
(1) 高齢者の介護予防（健康づくり）の支援	24
(2) 生きがいづくりと社会参加の推進	27
(3) 自立生活への支援の充実	29
(4) 医療・介護連携の推進	31

(5) 認知症施策の推進	32
(6) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	33
(7) 介護保険施設等の整備や住まいの充実	34
(8) 福祉・介護人材の確保と育成	35
 第4章 介護保険制度運営の適正化	
1. 介護給付適正化事業の推進	36
2. 介護給付適正化事業	36
(1) 要介護認定の適正化	36
(2) ケアプランの点検	36
(3) 住宅改修等の点検	37
(4) 縦覧点検・医療情報との突合	37
(5) 介護給付費通知の送付	37
 第5章 介護保険事業の見込み	
1. 保険料算定の流れ	38
2. 将来推計	
(1) 被保険者数の推計	39
(2) 認定者数の推計	40
3. 介護保険事業の見込み	
(1) サービス利用者の推計	41
4. サービス供給量の推計	
(1) 各サービスの実績と見込み	42
(2) サービス見込み量と給付費の推計	54
5. 保険料の推計	
(1) 標準給付費の見込み額	57
(2) 地域支援事業費の見込み額	57
(3) 保険料収納必要額の推計	58
(4) 所得段階別被保険者数の推計	59
(5) 保険料基準額の算定	59
(6) 所得段階別保険料	60
 第6章 計画の推進に向けて	
1. 計画の推進方策	61
2. 指標の設定について	62

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成 12 年に創設された介護保険制度は、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行、世帯規模の縮小など、それまで要介護者を支えてきた家族の状況に変化が見え始めた中、21 世紀の超高齢化社会における仕組みとして開始されました。介護保険制度は、その創設から 20 年が経過し、全国の介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、介護サービス事業所も増加し、介護が必要な高齢者の支えとして定着、発展してきました。

平成 27 年度からは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）と包括支援事業（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）の実施などが位置づけられ、平成 30 年度からは、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進などが位置づけられています。

本町では、高齢化率が、45.1%（令和 2 年 1 月 1 日時点）と高齢化社会に突入しており、今後も高齢化率の上昇が見込まれるため、団塊の世代全てが 75 歳以上になる令和 7 年度を見据え、制度の持続可能性を確保する必要があります。また、更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年度においては、総人口・現役世代が減少する中で、介護サービスが更に多様化することが想定され、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤の確保が重要となります。

本町の「健康寿命延伸事業」からなる各種健康づくり事業を更に推進し、要支援・要介護の認定を受ける高齢者を減少させ、いつまでも健康で暮らすことのできる高齢者を増やす取り組みを推進します。

本計画は、介護保険制度改革に伴い定められた国の介護保険制度事業に係る基本指針等を踏まえて、第 7 期計画から続く地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組み作りを行うことを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

3. 計画期間と計画作成の時期

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である令和5年度に次期計画策定を行うこととします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第 7 期 計 画								
令和2年度中に 次期計画策定		第 8 期 計 画						
		令和5年度中に 次期計画策定				第 9 期 計 画		

4. 計画策定の方法

(1) 計画の策定

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業及び介護保険事業の担当部門である福祉厚生課・地域包括支援センターを中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、町民の意見を反映させるため、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者、（第1号被保険者）等の構成による「増毛町介護保険運営協議会」において計画内容の審議を行いました。

(2) 計画策定の体制

本町は、計画策定委員の兼ねる増毛町介護保険運営協議会の意見を踏まえ、計画を決定します。増毛町介護保険運営協議会は、町の諮問を受けて計画策定（見直し）とともに、計画の推進に係る調査及び審議を行い、運営は福祉厚生課が行います。

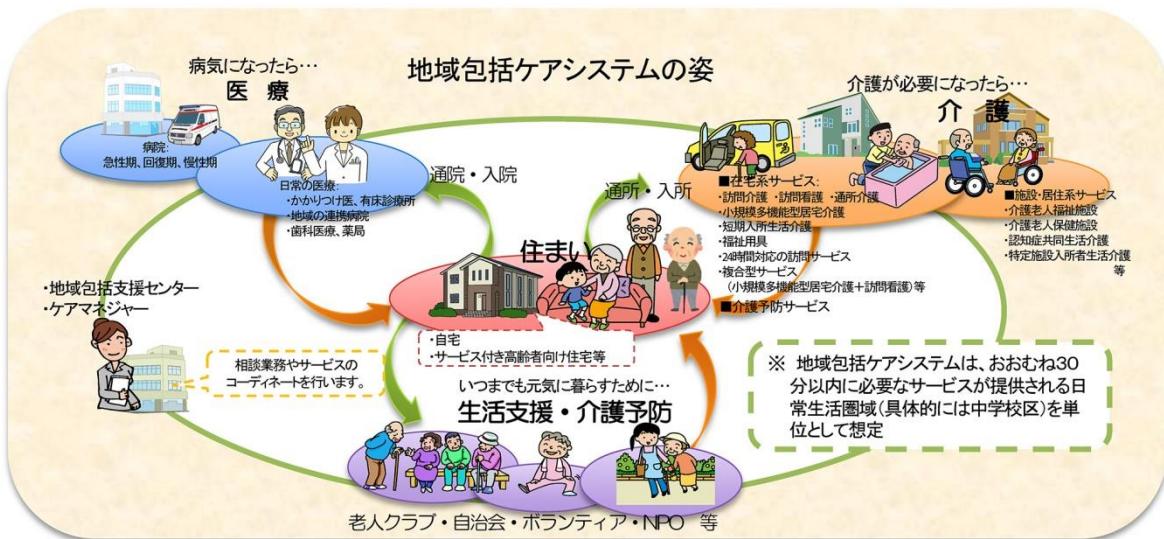
5. 地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」などのサービスが切れ目なく、一体的に提供される体制を言います。介護保険制度だけで完結するものではなく、介護保険制度と医療保険制度の両分野から高齢者を地域で支えていくものとなります。

高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析して、高齢者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態又は要支援状態になることを未然に防ぐ予防、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための取り組みを進めることが必要となります。

自立支援・介護予防に関する普及・啓発、地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進、地域包括支援センターの強化、本町独自の施策である健康寿命延伸事業など、地域の実態や状況に応じて様々な取り組みを推進しています。



（2）医療計画との整合性の確保

平成 30 年度以降、市町村が策定する「高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び医療計画（医療法第 30 条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成・見直しのサイクルが一致します。

病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、計画の整合性を図っていきます。

北海道の地域医療構想（医療法第 30 条の4第2項第7号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。）も踏まえつつ、必要な事項についての協議を行いながら、より緊密に連携を図り、計画の整合性を確保することとします。

6. 制度改正の概要

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本的な指針に即して 3 年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本的な指針は、計画作成上のガイドラインの役割を成しています。

制度改正の要点は、次のとおりです。

(1) 令和 7 年・令和 22 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年、更にその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年度を見据え、地域ごとの推計人口から導かれる介護需要等を踏まえて計画を作成する必要があります。基盤整備に当たっては、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の整備や地域医療構想との整合性をもって計画策定を行う必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である、地域共生社会の実現に向けて、地域包括システムの構築が進められてきました。

今後は令和 22 年を見据え、包括的な支援体制の構築等、社会基盤の整備と併せて、介護保険制度に基づく地域づくりに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取り組みを進めるために、今回の制度改革では、様々な介護予防・健康づくり施策の充実・推進が求められています。具体的には、一般介護予防事業の推進については、PDCA サイクル (P9 参照) に沿った推進やリハビリテーション専門職の関与、また、後期高齢者医療の保険事業や国民健康保険の保険事業との連携を行うことを求められています。

また、第 7 期計画からスタートした総合事業について、その対象者や単価の弾力化を踏まえた計画の策定、就労的活動支援コーディネーターの配置などの機能拡充、保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防等に資する事業等の推進が求められています。

在宅医療・介護の連携の推進に関する看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえつつ、要介護（要支援）認定者に対するリハビリテーションの目標値の設定など、PDCA サイクルに沿った推進が求められています。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る北海道との情報連携

住まいが多様化する状況の中、介護保険の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえて、これらの介護基盤については、必要に応じて、北海道や近隣の市町村と連携し、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への移行を促すことも求められています。

さらに、介護サービス相談員を積極的に活用する等、その質の確保を図ることが求められています。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

これまでの認知症施策を更に推進するため、令和元年に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。同大綱では、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため認知症施策を進めることが必要です。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組み強化

地域包括ケアシステムを支える人材確保に向けて、第8期計画の期間においてサービス提供に必要となる介護人材の数等を推計することとされており、それらの介護人材の確保に向けた処遇改善、新規参入や多様な人材の活用促進、介護の仕事の魅力向上を行い、人材確保育成を図るとともに、研修やボランティアポイントの活用などにより人材の裾野を広げることが必要です。

人材確保に重点的に取り組み事項を明確にすることや、介護サービスや地域支援事業に従事する人の要請と就業促進等に努めています。

介護現場における業務仕分けやロボット・ICT（P9 参照）の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場の業務効率化の具体的な方策を検討する必要があります。

(7) 災害対策に係る体制整備

災害に対して、日頃から介護事業所等との連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であることから、介護事業所における事業継続計画を定期的に確認し、災害の種類別に避難を要する時間や避難経路等の確認を促すことが必要とされています。

(8) 感染症対策に係る体制整備

感染症に対する備えとして、感染拡大防止策の周知啓発、平時からの事前準備、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うこと、介護事業所等の事業継続計画の確認や感染症に対する研修、医療機関等と連携した支援体制の整備を記載するよう求められています。

市町村は、適切な感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が可能となる仕組みの整備について検討することが求められています。

7. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、身近な地域に保健、医療、福祉、介護などの基盤が整備され、サービスを利用できることが必要です。

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための整備状況その他条件を総合的に勘案して定める単位として設定するものです。

地域住民が均一にサービスを受けることができる「日常生活圏域」を設定し、サービスの基盤整備を進めることが求められています。

本町においては、地域の特性や人口規模等の諸条件を総合的に勘案した結果、町全域での一体的な取り組みを基本として推進するため、引き続き町全域を1つの日常圏域として設定しました。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者、総合事業対象者、要支援者への介護予防事業から、要介護高齢者に対するサービスまで、幅広い支援体制を構築します。

PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していくこと

ICT

「Information and Communication Technology」（インフォーメーション アンド コミュニケーション：情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用したサービスなどの総称。

第2章 高齢者の現状分析

1. 人口等の動向

(1) 人口・世帯数等の推移

増毛町の人口は減少が続いており、平成27年の住民基本台帳(9月末現在)では、4,658人でしたが、令和2年には、4,051人となり、607人の減少となっています。

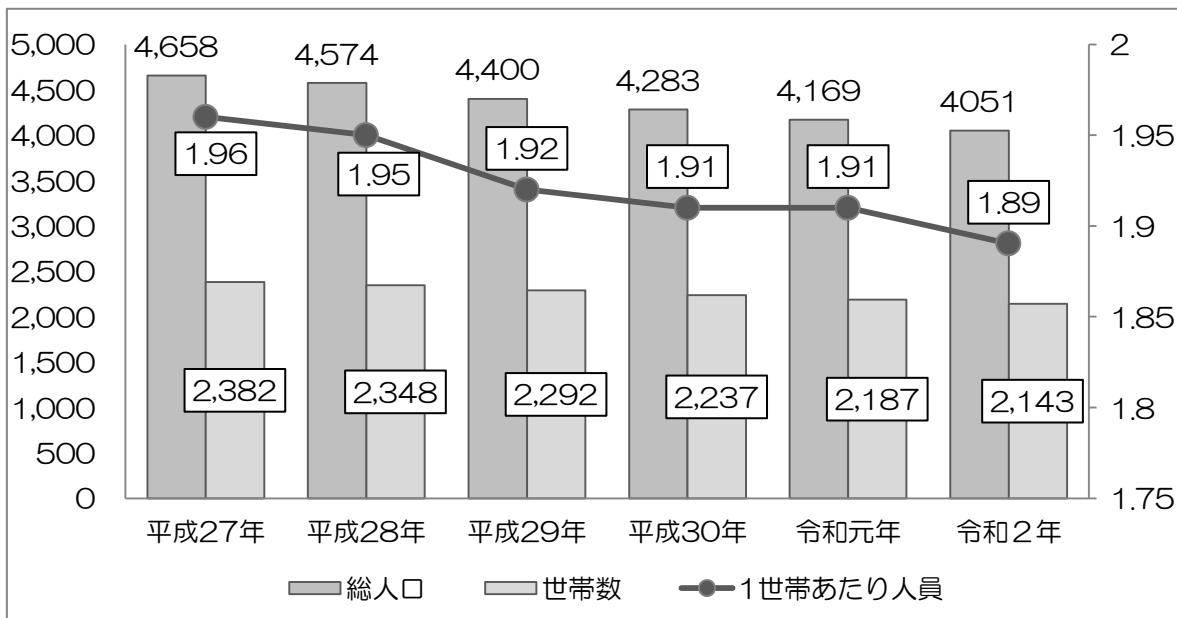
また、世帯数も減少しており、令和2年で、2,143世帯(9月末現在)となっています。1世帯あたりの人員は、令和2年に微増となっています。

●人口・世帯数等の推移

区分		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
総人口	人	4,658	4,574	4,400	4,283	4,169	4,051
世帯数	世帯	2,382	2,348	2,292	2,237	2,187	2,143
1世帯あたり人員	人員	1.96	1.95	1.92	1.91	1.91	1.89

※住民基本台帳各年9月末

●人口・世帯等の推移



(2) 人口構成の推移

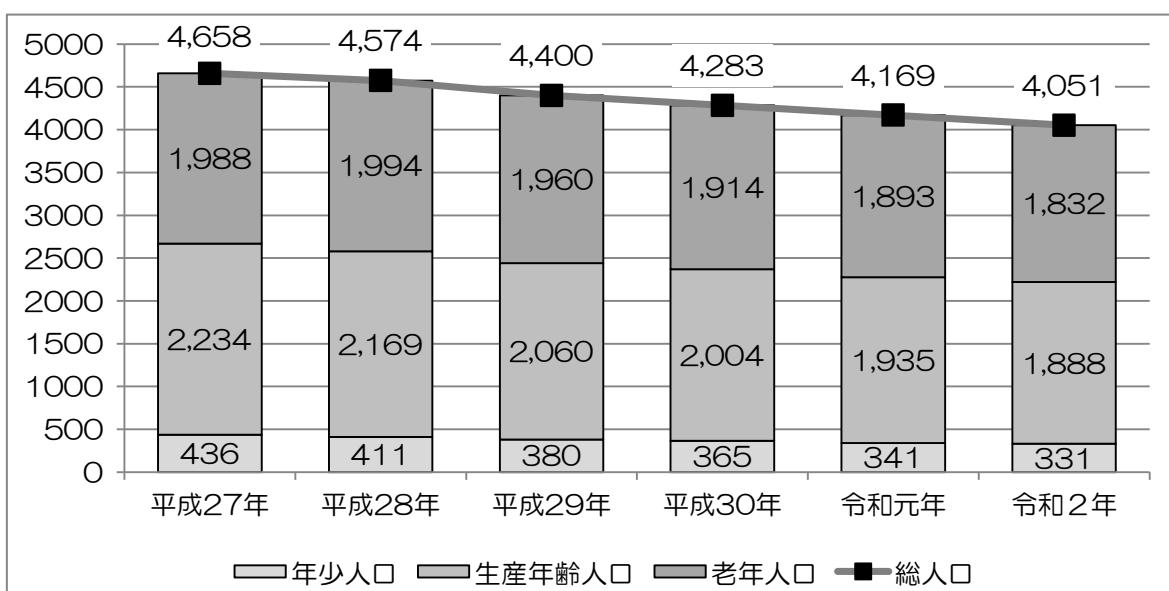
増毛町の令和2年度の人口構成比は、「0～14歳」は8.2%、「15～64歳」46.6%、「65歳以上」は45.2%となっており、全国と比べると、高齢化比率は非常に高く、生産年齢人口や年少人口の割合は低い状況にあります。

●年齢3階層人口構成の推移

区分		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
年少人口 (0~14歳)	人	436	411	380	365	341	331
	%	9.4	9.0	8.6	8.5	8.2	8.2
生産年齢人口 (15~64歳)	人	2,234	2,169	2,060	2,004	1,935	1,888
	%	48.0	47.4	46.8	46.8	46.4	46.6
老人人口 (65歳以上)	人	1,988	1,994	1,960	1,914	1,893	1,832
	%	42.7	43.6	44.5	44.7	45.4	45.2
総人口	人	4,658	4,574	4,400	4,283	4,169	4,051
	%	100	100	100	100	100	100

※住民基本台帳各年9月末

●年齢3階層人口構成の推移



●年齢3階層別人口構成比の推移



(3) 高齢者人口の推移

増毛町の40歳以上の人口の人数は、年々減少していますが、総人口に占める割合は令和元年度まで増加していました。令和2年で総人口に占める割合が微減となり今後、少しずつ減少していくと思われます。65歳以上の高齢者も減少を続けております。総人口に占める割合（高齢化率）は、令和元年まで増加しておりましたが、令和2年には減少しております。

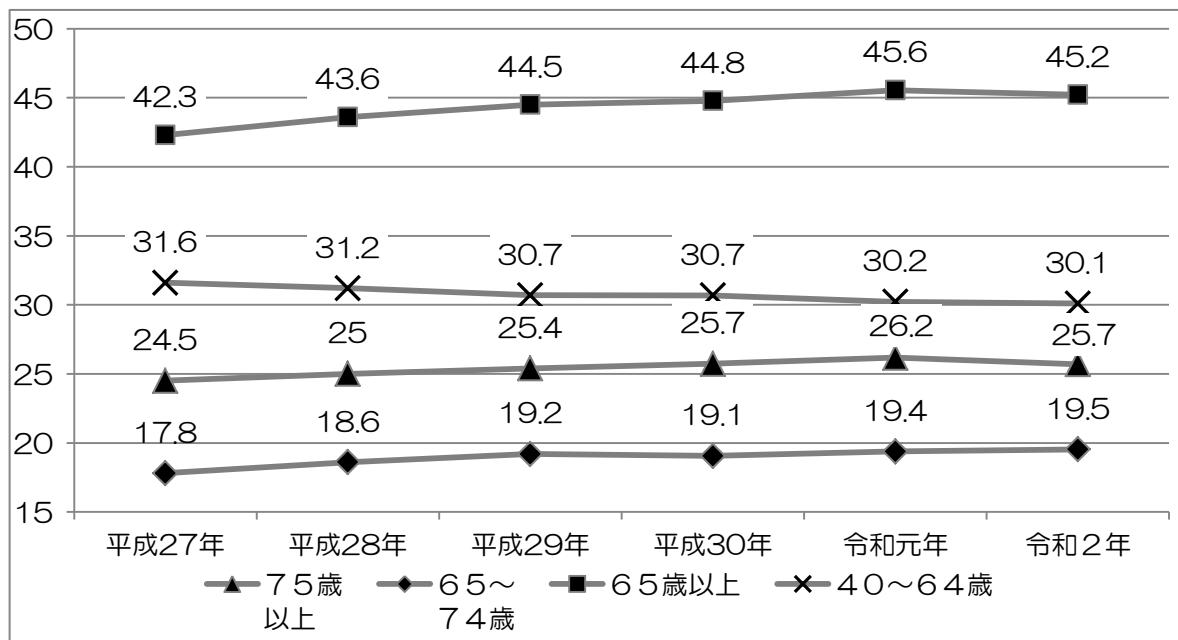
●高齢者人口構成の推移

(上段：人・下段：%)

区分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
総人口	4,658	4,574	4,400	4,283	4,169	4,051
40歳以上	3,473	3,422	3,311	3,232	3,159	3,051
	73.9	74.8	75.3	75.5	75.8	75.3
40～64歳	1,485	1,428	1,351	1,314	1,260	1,219
	31.6	31.2	30.7	30.7	30.2	30.1
65歳以上	1,988	1,994	1,960	1,918	1,899	1,832
	42.3	43.6	44.5	44.8	45.6	45.2
65～74歳	835	849	844	816	808	791
	17.8	18.6	19.2	19.1	19.4	19.5
75歳以上	1,153	1,145	1,116	1,102	1,091	1,041
	24.5	25	25.4	25.7	26.2	25.7

※住民基本台帳各年9月末

●年齢階層別人口構成比の推移



2. 介護保険事業の実施状況

(1) 認定者数等の状況

1) 認定者数の状況

第7期介護保険事業計画中の平成30年から令和2年の推移をみると、認定者数は減少傾向に転換しております。65歳以上の人口が減少しつつも上がり続けた高齢化率が令和2年度に僅かに減少に転じていること、健康づくり施策の成果の現れと考えると、今後の認定者数の減少が期待されます。

年齢階層の65歳から74歳までの前期高齢者では、第6期介護保険事業計画中は5%を超えていた認定率が、第7期介護保険事業計画中は、各年にて5%以下に止まっています。75歳から84歳の年齢層でも、平成30年前年より増加しましたが、令和元年からは減少しています。85歳以上では、人数では僅かに減少していますが、割合では増加が続いています。

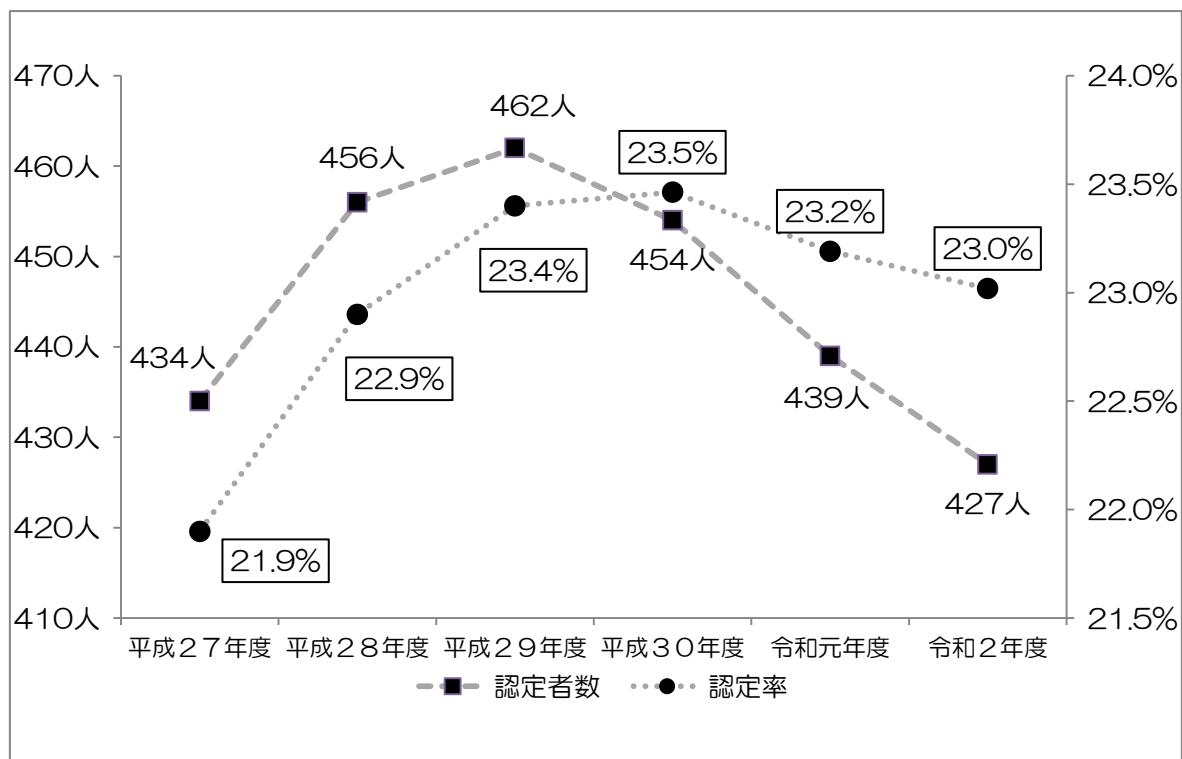
●認定者の状況

		65~74歳	75~84歳	85歳以上	65歳以上
被保険者数	平成27年度	832	703	445	1,980
	平成28年度	846	694	455	1,995
	平成29年度	848	659	464	1,971
	平成30年度	820	662	453	1,935
	令和元年度	806	643	444	1,893
	令和2年度	794	616	445	1,855
認定者数	平成27年度	45	161	228	434
	平成28年度	42	151	263	456
	平成29年度	45	144	273	462
	平成30年度	37	146	271	454
	令和元年度	31	138	270	439
	令和2年度	33	125	269	427
認定率	平成27年度	5.4%	22.9%	51.2%	21.9%
	平成28年度	5.0%	21.8%	57.8%	22.9%
	平成29年度	5.3%	21.9%	58.8%	23.4%
	平成30年度	4.5%	22.1%	59.8%	23.5%
	令和元年度	3.8%	21.5%	60.8%	23.2%
	令和2年度	4.2%	20.3%	60.4%	23.0%

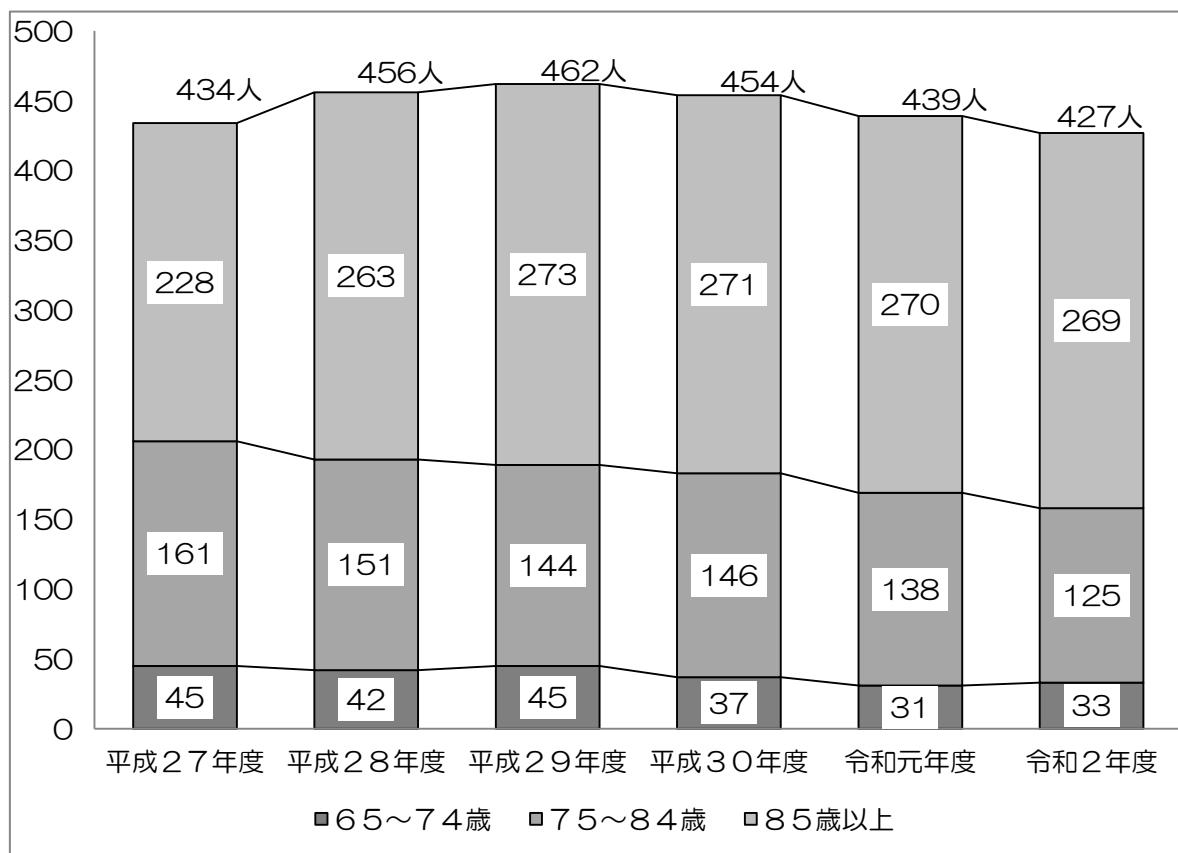
※認定者数：介護保険事業状況報告（各年9月末）

※被保険者数：住民基本台帳（各年9月末）

●認定者数と認定率



●年齢階層別認定者数



2) 認定者の要介護度の状況

平成30年～令和2年における認定者の要介護度の推移をみると、要支援2が増加していますが、その他の介護度では減少しています。

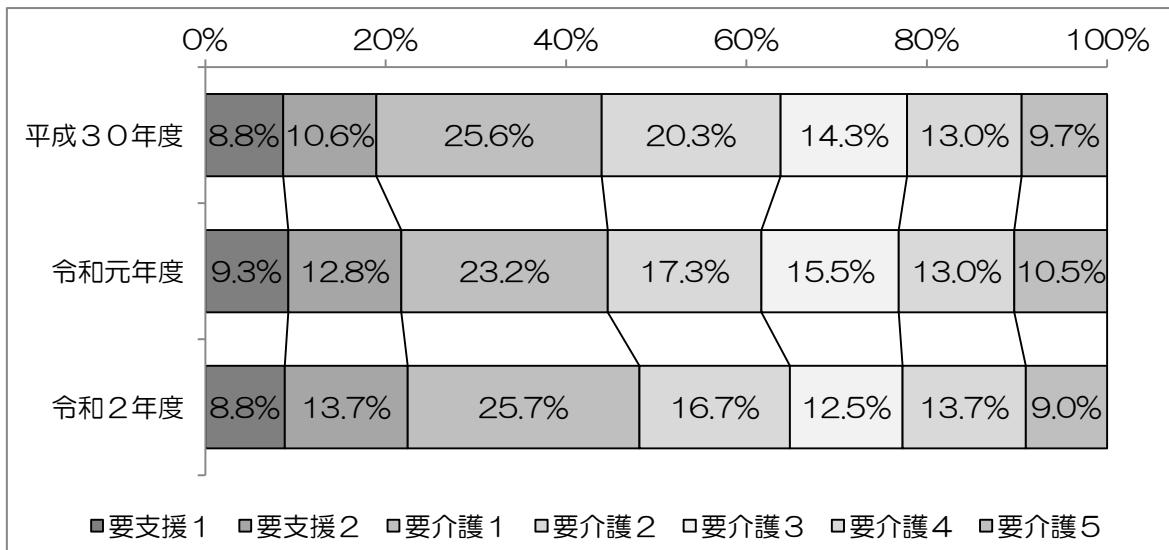
特に、令和2年度では、要介護1の認定者が約25%と4分の1を占めています。また、要介護2も約16%となっているため、この要介護1と要介護2の認定者の介護度が上がらないように支援する必要があります。

●要介護度別認定者数の推移（第2号被保険者を含む）単位：人

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
認定者数	平成30年度	40	48	116	92	65	59	44	464
	令和元年度	41	56	102	76	68	57	46	446
	令和2年度	38	59	111	72	54	59	39	432
構成比	平成30年度	8.8%	10.1%	24.9%	19.8%	13.7%	13.0%	9.7%	100%
	令和元年度	9.3%	12.5%	22.8%	16.9%	15.0%	13.0%	10.5%	100%
	令和2年度	8.8%	13.7%	25.7%	16.7%	12.5%	13.7%	9.0%	100%

※介護保険事業状況報告（各年9月末）

●要介護度の構成割合



(2) サービス基盤の状況

増毛町では、居宅介護支援事業所1カ所、訪問介護事業所3カ所、訪問看護事業所が1ヶ所、通所介護事業所1カ所、短期入所生活介護事業所1ヶ所、認知症対応型共同生活介護事業所1カ所、介護老人福祉施設1ヶ所、特定施設入居者生活介護事業所2カ所、住宅型有料老人ホーム3カ所が介護サービスを提供しています。

居宅介護支援	横木介護サービス 居宅介護支援事業所
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	有限会社 横木介護サービス 増毛町指定訪問介護事業所 (施設併設) ヘルパーステーション元気100才！ (施設併設)
訪問看護	(社) 北海道総合在宅ケア事業団 留萌地域増毛訪問看護ステーション
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター別苅
短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム増毛町立明和園
認知症対応型共同生活介護	グループホームあふんの里
特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム増毛町立明和園 介護付有料老人ホームさくら園ましけ
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホームグループハウス横木 有料老人ホーム くつろぎの家 住宅型有料老人ホーム元気100才！
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム増毛町立明和園

(3) 各サービスの進捗率

1) 介護サービスの状況

要介護1～5の要介護認定者を対象とする介護給付の給付合計では、平成30年度、令和元年度ともに計画を下回る実績となりました。

給付合計が計画を下回ったなかで、給付実績が、計画を上回ったサービスは、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「居宅介護支援」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護老人福祉施設」となっております。

(単位：千円)

介護サービス	平成30年度			令和元年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
訪問介護	173,338	165,015	95.2%	184,881	172,765	93.4%
訪問入浴介護	1,740	1,373	78.9%	1,015	1,201	118.3%
訪問看護	8,992	7,157	79.6%	8,702	9,888	113.6%
訪問リハビリテーション	245	2,507	1023.3%	121	4,333	3,581.0%
居宅療養管理指導	1,885	3,286	174.3%	1,885	6,522	346.0%
通所介護	45,465	42,942	94.5%	46,202	38,261	82.8%
通所リハビリテーション	5,360	5,780	107.8%	5,926	6,394	107.9%
短期入所生活介護	2,704	5,611	207.5%	2,625	2,716	103.5%
短期入所療養介護	0	720	皆増	0	100	皆増
特定施設入居者生活介護	64,678	57,926	89.6%	66,887	51,802	77.4%
福祉用具貸与	9,012	11,899	132.0%	9,633	13,115	136.1%
特定福祉用具購入費	1,638	573	35.0%	1,638	966	59.0%
住宅改修費	3,302	1,468	44.5%	3,302	2,100	63.6%
居宅介護支援	27,427	30,604	111.6%	26,674	31,602	118.5%
居宅サービス 小計	345,786	336,861	97.4%	359,491	341,765	95.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	755	4,048	536.2%	755	5,655	749.0%
地域密着型通所介護	5,452	2,812	51.6%	6,491	3,914	60.3%
認知症対応型通所介護	0	1,766	皆増	0	1,432	皆増
小規模多機能居宅介護	2,866	1,209	42.2%	2,868	3,423	119.4%
認知症対応型共同生活介護	48,438	53,468	110.4%	51,445	51,671	100.4%
地域密着型サービス 小計	57,511	63,303	110.1%	61,559	66,095	107.4%
介護老人福祉施設	105,339	116,758	110.8%	99,851	117,674	117.8%
介護老人保健施設	85,162	59,589	70.0%	92,372	71,248	77.1%
介護医療院	0	0	0.0%	0	0	0.0%
介護療養型医療施設	0	9,759	皆増	0	3,064	皆増
施設サービス 小計	190,501	186,106	97.7%	192,223	191,986	99.9%
総給付費	593,798	586,270	98.7%	613,273	599,846	97.8%

※資料：介護保険事業報告年報・月報 ※進捗率：実績/計画

2) 予防サービスの状況

要支援1～2の要介護認定者を対象とする予防給付では、平成30年度、令和元年度とともに計画を下回る実績となっています。

介護サービス別にみると、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」、「福祉用具貸与」が計画を上回り、年々実績が上がっている状況です。

地域密着型サービスの実績はありませんでした。

(単位：千円)

介護サービス	平成30年度			令和元年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
訪問看護	1,279	812	63%	1,266	805	64%
訪問リハビリテーション	0	401	皆増	0	1,025	皆増
居宅療養管理指導	98	283	289%	98	595	607%
通所リハビリテーション	452	940	208%	452	1,205	267%
短期入所生活介護	0	0	---	0	0	---
短期入所療養介護	0	0	---	0	0	---
特定施設入居者生活介護	10,575	4,081	39%	8,533	2,548	30%
福祉用具貸与	729	763	105%	656	1,179	180%
特定福祉用具購入費	233	117	50%	233	235	101%
住宅改修費	984	1,117	114%	984	780	79%
居宅介護支援	2,479	1,121	45%	2,756	1,678	61%
居宅サービス 小計	16,829	9,635	57%	14,978	10,050	67%
認知症対応型共同生活介護	0	0	---	0	0	---
小規模多機能型居宅介護	0	0	---	0	0	---
地域密着型サービス 小計	0	0	---	0	0	---
総給付費	16,829	9,635	57.3%	14,978	10,050	67.1%

※資料：介護保険事業報告年報・月報 ※進捗率：実績/計画

(4) 総給付費の状況

介護給付と予防給付の合計の総給付費は、平成30年度、令和元年度とともに計画を下回る実績でした。対前年比では、102%と平成30年度給付費より、令和元年度では1千4百万円多くかかっています。

○総給付費の推計結果

(単位：千円)

平成30年度			令和元年度			
計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率	実績 対前年比
610,627	595,905	98%	628,251	609,896	97%	102%

※総給付費は、「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」の合計で、高額介護サービス費等は含まれていません。

3. 地域支援事業の実施状況

地域支援事業は平成 18 年に創設された介護予防事業です。要支援認定者のほかに、要支援・要介護認定で、非該当（自立）と認定された方も利用できます。

地域支援事業の目的は、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援すること、要支援、要介護状態の予防やその重度化の予防と改善を図ることです。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

1) 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）

増毛町では、平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。
要支援者の訪問型サービスと通所型サービス、介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）および一般介護予防事業を行っています。

①訪問型サービスの状況

・介護予防訪問介護相当サービスの実施状況

平成 30 年度		令和元年度		請求額
件数	請求額（円）	件数	請求額（円）	前年比
265	4,190,953	279	5,151,196	123%

・訪問型サービス B 事業（住民主体によるサービス）

令和 2 年度より生きがい活動事業団の行う「おたがいさま事業」に一部補助として実施しています。

②通所型サービスの状況

・介護予防通所介護相当サービスの実施状況

平成 30 年度		令和元年度		請求額
件数	請求額（円）	件数	請求額（円）	前年比
196	4,679,713	215	6,108,658	131%

・通所型サービス A 事業（緩和した基準によるサービス）

増毛町社会福祉協議会への委託事業「生きがいデイサービス」を実施しています。
利用者のうち介護予防・日常生活支援総合事業対象者に提供しています。

③介護予防ケアマネジメント（第 1 号生活支援事業）

要支援 1 ・要支援 2 認定されている方および介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、要介護状態になることを予防するために、予防給付をはじめとする様々なサービスを包括的にかつ効率的に実施されるようにケアプランの作成やモニタリングなどを行っています。

④一般介護予防事業

- ・地域介護予防活動支援事業

生きがいデイサービス利用者のうち自立者相当として認められる高齢者に対する切れ目のないサービスを提供するために実施しています。

- ・地域リハビリテーション活動支援事業

生きがいデイサービスにて「元気づくりリハビリ教室」の実施や、作業療法士や言語聴覚士による個別相談を行っています。

4. 地域包括支援センターの状況

地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の相談窓口としての機能を持ちます。

また、介護保険法による「介護予防支援事業所」指定を増毛町から受けて業務を実施しており、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化するための各種予防事業を行っています。

（1）包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・要支援2認定されている方および介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、要介護状態になることを予防するために、予防給付をはじめとする様々なサービスを包括的にかつ効率的に実施されるようにケアプランの作成やモニタリングなどを行っています。

2) 総合相談支援業務

相談者の抱えている課題を総合的に分析し、制度の縦割りなどの弊害をなくして適切なサービスにつなげていきます。適切なサービスがない場合は地域課題として解決していく役割を果たす業務を行っています。

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び権利擁護業務

判断力の低下した高齢者の尊厳を守る「高齢者虐待の防止及び早期発見」や「成年後見人制度」業務の実施及び適切なサービスや保険外のサービスなどを「包括的」に提供し、自立・要支援・要介護等のどのような段階においても「継続的」に提供できるような仕組みをつくる業務を行っています。

- ・地域ケア会議の開催
- ・安否確認ネットワーク構築運営
- ・居宅会議支援事業所への情報提供
- ・ケアマネージャーへの業務支援
- ・福祉有償運送等運営協議会の開催運営

5. 福祉サービスの利用状況

(1) 在宅福祉サービス

・家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護者を介護する家族に対し、経済負担の軽減、自立の促進を目的として、在宅で介護を受けている非課税世帯の高齢者に対して、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋などの介護用品を支給しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	9	9	10	8	7	7

・日常生活用品貸与事業

歩行器や車いすなどの日常生活用品の試用のため一時貸与し、適切な福祉用具の活用を図るため実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ利用者数	26	10	7	8	13	16

・配食サービス事業

一人暮らしや高齢者のみの世帯、心身に障がいを持っている方などで、食事の調理が困難な家庭に「おかず」を宅配し、併せて安否確認も行っています。

週 2 回、町内のボランティアにより夕食のおかず 4 品程度を調理し宅配しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利 用 者 数	34	35	37	25	27	40
延 ベ 食 数	1,932	2,035	1,645	1,220	1,310	2,040

・除雪サービス事業

在宅で非課税世帯の高齢者を対象として、冬季の生活通路と緊急時の安全確保を行うため、除雪サービスを実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	118	107	54	128	54	3
申 請 件 数	83	68	54	64	49	35
有償実施回数	17	12	10	9	8	9
ボランティア数	16	11	8	11	10	7

- ・外出支援サービス事業

公共交通機関による外出が困難な高齢者に対し、生きがい型デイサービスなどの在宅サービスや医療機関を利用する際にマイクロバスにより送迎しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	329	298	296	208	205	180
利用人数	1,218	1,430	1,664	1,671	1,338	1,135

（2）高齢者の生きがい活動支援活動【生きがい型デイサービス】

増毛町社会福祉協議会に委託し、老人福祉センター内で実施している「生きがい型デイサービス」は、平成 29 年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業において「新・生きがい型デイサービス」として、通所型サービスに位置づけられています。高齢者の社会的な交流の場となり、心身機能を維持し、介護予防に有効な事業として今後とも期待されます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	166	156	158	211	212	184
利用延べ人数	1,036	1,336	1,524	2,729	2,151	2,019

（3）施設サービス

- ・養護老人ホーム

養護老人ホーム明和園として、35 部屋、定員 70 名で運営し、特定施設入居者生活介護事業所として介護サービスも提供しています。介護員不足、昭和 55 年建設の施設の老朽化により、入所者のよりよい生活環境、効率の良い介護サービスの提供のため施設の建て替えの必要があります。併設する特別養護老人ホームと合わせて建て替えを行います。

- ・老人福祉センター

老人福祉センターは、生きがい型デイサービスの事業開催により、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動を通じて、高齢者の交流の場として、心身の健康的な生活づくりの支援拠点の施設となっています。

- ・老人福祉寮

老人福祉寮「やすらぎ荘」は、60 歳以上の単身者で、住宅事情や家族との同居が困難などの理由で、居宅において日常生活が営むことができない方を対象として定員 6 名にて運営しています。入居の高齢者の生活の安定と心身の健康保持を図っています。

第3章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本町における高齢者や介護保険制度を取り巻く状況は、高齢化率の増加に伴い、高齢者世帯の増加、生活に不便を感じる高齢者の増加が危惧されています。こうした状況の中でもいかに介護保険制度の持続性を確保できるかが喫緊の課題と考えます。

高齢者の一人ひとりの豊富な知識や経験を地域社会に生かすことができ、地域社会において必要とされていると実感できるよう、互いに助け合い支え合う協働の地域づくりを推進することが必要です。

自宅や住み慣れた地域で安心して、自分自身が望む暮らしを続けられるように、介護保険サービスの充実とともに、在宅医療や介護、行政、地域住民、企業が一体となって支える体制「地域包括ケアシステム」を構築していくことが大変重要です。

本計画では、高齢者の尊厳ある生涯を考える上で、「心と体がいきいきとしていること」、「住み慣れた地域でくらしていること」、「安心して暮らしていること」が大切であると考え、本計画の基本理念は、第6期から続く第7期の基本理念の踏襲し、ともに支え合う地域共生型社会の実現を目指し以下の「基本理念」を掲げます。

＜基本理念＞

健やかで元気に生き生きと暮らせるまちづくり

2. 計画の基本方針

計画の基本理念を実現するため、次に掲げる8つの方針のもとに、取り組みを進めていきます。

（1）高齢者の介護予防（健康づくり）の支援

長く健康で生き生きした生活を送ることできるよう、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取り組みを進めていきます。

本町では、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者に対する訪問介護相当・通所介護相当のサービスと通所型サービスA事業の「生きがいデイサービス」、町社会福祉協議会により令和2年度から始まった「おたがいさま事業」では、訪問型サービスB事業（住民主体によるサービス）も利用できるようになり、住民の選択肢が広がりつつあります。

一般介護予防事業では、地域介護予防活動支援事業の取り組みや地域リハビリテーション活動支援事業を実施して、地域住民の介護予防の取り組みを展開しています。

これらの取り組みを、今後も継続して実施し、地域住民に定着を図り、多くの方に参加していただくことで、自立支援と重度化防止につなげていきます。

【今後の方向性】

- 健康の保持増進、介護予防に向けた取り組みが、自主的・主体的に行われるよう、健康事業や介護予防事業の普及・啓発を図ります。
- 既存の介護予防事業をより参加しやすい事業になるよう事業内容等の見直し、検討をします。
- 介護予防や要介護度の重度化を防止するため、「ましけ健康ポイント」を活用した疾病予防、健康の保持増進を図る事業への参加を促進します。

【第8期期間中の主な取り組み】

①介護予防事業の推進

高齢者が心身の健康の保持と生活の安定のために自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが自主的・主体的に実施されるよう、介護予防の普及・啓発を図るとともに、介護予防に資する活動の育成・支援を行います。高齢者が、健康を保持し、自主的・主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康事業との連携を図り介護予防を支援する環境づくりを推進します。今計画中も、引き続き介護予防事業について広く周知し、健康事業との連携によってより効果の大きい事業へと取り組みを推進します。

②介護予防・日常生活支援総事業

要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）対象者の状態に合った適切なサービスとして包括的かつ効率的に訪問型サービスや通所型サービスなどが

提供されるよう介護予防ケアマネジメントの実施により必要な援助を行います。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定にて「要支援」と認定された方及び基本チェックリストにより総合事業対象者と判定されたに日常生活上の支援を提供する事業です。

また、総合事業の対象者の多様な生活ニーズに対応するため、介護予防・生活支援サービスの充実に努め、要支援者等に限定されていた総合事業の対象者について、要介護認定を受けた場合もこれまで利用していた介護予防・生活支援サービスによる「基準を緩和したサービス」等を引き続き利用することで、日常生活を変化させず地域とのつながりを継続できるよう介護予防・生活支援サービスの弾力化を実施します。

事業名	内 容	
①訪問型サービス	訪問型独自サービス	ホームヘルパーによる身体介助（入浴、排せつ、食事等の介助）や生活援助（掃除、洗濯、一般的な調理、買い物等）を実施します。
	訪問型サービスB (住民主体によるサービス) 「おたがいさま事業」 生きがい活動事業団	住民主体団体によって生活援助を実施します。
②通所型サービス	通所型独自サービス	デイサービスセンター等に通い、日常生活上の支援と機能訓練等を実施します。
	通所型サービスA (基準を緩和したサービス) 「生きがいデイサービス」	多様な主体により、日常動作訓練（リハビリテーション活動）や趣味活動等を実施します。
③介護予防ケアマネジメント	要支援者の状態に合った適切なサービスを包括的にかつ効率的に提供するため、地域包括支援センター等によるケアプランの作成を実施します。	

イ 一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に実施できるような地域づくりを推進し、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する人を生かした自立支援に資する取り組みを推進します。

事業名	内 容
①地域介護予防活動支援事業	通いの場での介護予防活動を支援し、様々な事業を通して介護予防活動を実施します。
②地域リハビリテーション活動支援事業	専門職により「生きがいデイサービス」にてリハビリ教室を開催、その他専門職による個別相談を実施します。

③健康寿命延伸事業

軽スポーツの取り組みを普及・牽引するため、健康教室の開催、健康運動施設「ら・さんて」の運営、専門職による運動指導の実施、ボランティアの「ら・さんてサポーター」の育成等により、町民が主体的に運動に取り組みを促し、健康寿命の延伸、介護予防を図る事業です。

④高血圧ゼロのまちプロジェクト事業

町民の健康課題である高血圧対策として、「増毛醤油」をはじめとした減塩食品の普及・啓発、血圧測定、禁煙、高血圧に関わる講演事業などをとおして、高血圧が起因する疾病を予防し、介護予防を図ります。

⑤増毛町健康ポイント事業

町民の心身の健康の保持・増進のため、地域活動等の社会参加を促し、スポーツと日常的な運動をとおして健康寿命の延伸、介護予防の取り組みを図るために行います。日常的に取り組んでいる運動や、健康教室、健康診断などの健康事業や、ボランティア活動等の社会参加活動により、健康ポイントを集め、10 ポイントで増毛町商工会商品券 500 円と交換できる事業を行っています。

（2）生きがいづくりと社会参加の推進

介護が必要になっても、安心して暮らしていくためには、地域でお互いに関わり合い、助け合う活動が重要です。また、高齢者の豊富な知識や経験は、ボランティア活動においても貴重な社会資源です。高齢者のボランティア活動による地域支援も組み入れて、物忘れや認知症、介護問題の枠を超えて、誰もが住み慣れた家でいきいきと、生涯過ごすことができる地域福祉づくりが必要となります。

高齢者の身近な活動団体の老人クラブは、会員同士が親睦を深め、知識、経験、技能を生かした文化活動や軽スポーツ活動などを行い、老人クラブ連合会では、軽スポーツの大会を開催するなど、健康づくりや高齢者の交流を推進しています。今後も老人クラブの助成を継続し、活発な活動を支援します。

また、平成30年度から生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、社会福祉協議会、ボランティア、老人クラブ等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を、協議体を立ち上げ、地域資源の把握や地域課題について話し合い、多様な主体によるサービスの提供につなげていく取り組みを進めています。

【今後の方向性】

- 老人クラブや老人クラブ連合会に対して、継続的な支援を行い、高齢者の社会参加を推進します。
- 生きがいと社会参加の促進のため、高齢者が充実した生活を送るため地域や教育委員会と連携し、学習機会の提供と周知を実施します。
- 社会福祉協議会を通じ、地域の担い手として、仕事、ボランティアなどの役割を持続けるための支援を実施します。

【第8期期間中の主な取り組み】

①老人クラブ活動の推進

会員相互の親睦や、高齢者が自ら得た知識・経験・技能を活かした社会貢献などを行う団体として、老人クラブ活動の活性化を図ります。社会福祉協議会と連携し、クラブ間の交流、地域行事への参加などを促進します。また、新たな会員加入に向けた取り組みなど、活動の活性化を推進します。

②社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って、健康で暮らし、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして主体的・積極的に社会参加するなど、様々な形で地域社会に貢献し活躍できるよう高齢者の社会参加を促進します。

ア) 老人クラブ運営費等補助

老人クラブ活動が円滑に行われることを目的として、運営費の一部について補助を行います。

イ) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増える中、医療・介護のサービス提供のみならず、社会福祉協議会、ボランティア、老人クラブ等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として平成30年度から事業を開始しています。高齢者に関わる様々な主体からなる協議体を立ち上げ、地域資源の把握や地域課題について話し合い、多様な主体によるサービスの提供につなげていく取り組みを進めています。

ウ) 暑寒大学の運営

高齢者の社会参加と学習活動を支援するため、年間をとおして講話、体験活動、ボランティア活動など様々な活動を行います。

（3）自立生活への支援の充実

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増える中、生活支援サービスの必要性が高まっています。

家族介護等の介護負担を軽減する支援を行うとともに、高齢者やその家族等がより円滑にサービスを利用できるように、相談、情報提供体制の充実を図ることが必要になります。地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう総合相談窓口において、生活の困りごとや、介護・福祉サービスの利用手続きなどの相談へ対応し、必要に応じて様々な関係機関や事業所、地域の多様な主体との連携を図ってきました。

また、要介護者等の状態の維持・改善や介護家族の負担軽減のため、適切な介護の知識や技術を伝えるなど、介護に関する相談を受けています。地域の民間企業との見守りの協定締結により、見守りネットワークも構築されています。

地域における支え合い体制を、元気な高齢者を始め、住民が担い手として参加する住民主体の活動や多様な主体による多様なサービスを創出し、提供体制を構築していくことが求められています。相談・支援や権利擁護等の包括支援事業等の充実に努め、介護をしている家族の支援を行います。

【今後の方向性】

- 生活支援体制整備事業を推進します。
- 介護をしている家族への支援事業を行います。
- 相談・支援や権利擁護等の包括的支援事業の充実に努めます。
- 地域の見守り活動を推進します。

【第8期期間中の主な取り組み】

①生活支援体制整備事業の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の増加に対応し、見守りや安否確認、買い物・調理・掃除などの家事支援といった日常生活上の支援を必要とする高齢者が、地域で安心して暮らしていくために、地域の支え合いの体制づくりを推進していくため、協議体を設置し生活支援コーディネーターを配置します。

②地域見守り活動の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯の安否確認など、民生児童委員をはじめ地域における見守り活動への支援を行います。また、高齢者見守りネットワーク事業による関係機関の連携強化を図ります。民間事業者と連携し、地域住民による見守りに、事業者の取り組みを加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安全、安心な生活を目指します。

③福祉サービスの実施

在宅で生活する高齢者へのきめ細やかなサービスを提供するため、介護保険サービスでは、対応できない福祉サービスを提供します。

事業名	事業の概要
配食サービス	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯のほか、心身に障がいを持っている方などで、食事の調理が困難な家庭に「おかず」を宅配し、併せて安否確認を行います。 週2回、町内のボランティアにより夕食のおかずを4品程度、調理し提供しています。
除雪サービス事業	冬期間の除排雪の困難な高齢者世帯などに対して、玄関口から公道までの除雪などを行います。

④家族介護用品支給事業

家族介護をしている家庭の経済的な負担軽減や、自立促進を目的として、紙おむつ・尿取りパッド・使い捨て手袋や清拭剤などの介護用品の支給を継続していきます。対象となるのは、住民税が非課税の世帯に属する要介護4、要介護5の高齢者を在宅において介護している方です。

⑤総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、相談を受け、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。主に65歳以上の高齢者本人及び家族・近隣住民、地域のネットワーク等からの様々な相談を受けて、的確な情報把握により、介護保険サービスにとどまらず、相談内容に合わせて地域における様々な関係機関と連携し、支援を行います。

⑥包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめ、医療機関や関係機関など、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。地域の介護支援専門員の円滑な業務実施を支援していくため、介護支援専門員間や関係機関との連携を支援し、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう情報提供を行います。

（4）医療・介護連携の推進

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療と介護の連携が必要とされています。退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域の医療機関、かかりつけ医などの医療関係職種と介護関係職種との連携が求められています。

個別ケースを検討する地域ケア会議において、関係機関の専門職と連携を図っています。在宅医療と介護の連携にかかる地域課題の検討、医療施設と介護支援専門員の情報共有、他職種連携研修会の開催を実施しています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるよう、医療機関職種と介護関係職種等が連携を推進することが不可欠であります。

今後も、地域の医療、介護サービス資源を把握し、関係者に対する研修等を通じて医療と介護のネットワークを生かし、効率的・効果的なサービス提供に努め、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

平成30年度から開始した「在宅医療・介護連携推進事業」では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるために、医療関係職種と介護関係職種が連携し、地域の医療、介護のサービス資源を把握して、高齢者が希望するきめ細やかなサービスの提供ができるように支援します。

- 在宅医療・介護連携に必要な機会の確保（相談窓口、会議、研修等）
- 在宅療養を支えるための医療・介護関係者間における情報共有
- 医療・介護の関係者の資質向上・相互理解と連携理解の進化

【第8期期間中の主な取り組み】

①在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護連携にかかる地域課題の検討、医療施設と介護支援専門員の情報共有、多職種連携研修会の開催などの取り組みにより、医療と介護の連携推進に努めていきます。

②地域ケア会議

地域の医療・介護等の多職種が協働して、処遇困難な個別ケースや地域課題を共有、検討をおこない、実態把握、課題分析、解決までを行います。高齢者が生活しやすい環境の整備を図るとともに、医療と介護の関係者間における連携・情報共有を図るため定期的に開催しています。

（5）認知症施策の推進

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になるなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことできる地域社会を目指し、認知症の方や家族の視点に立って施策を推進していく必要があります。

認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく生活し暮らし続けるには、認知症への社会の理解を深めることが大切であり、認知症高齢者に対する理解と適切な対応について学習する機会をつくることで、子どもから高齢者まで地域全体の普及啓発を推進します。本町では、令和2年度に「認知症ケアパス」を作成し、町広報にて全戸に配布したところあります。また、地域包括支援センターが相談窓口となる総合相談業務では、認知症高齢者とその介護者及び関係機関等に認知症の進行状況に合わせた医療・介護サービスの情報を適切に提供し支援していきます。

【今後の方向性】

- 認知症の正しい知識の普及、啓発を継続します。
- 認知症の方を家族、地域で支えるためのネットワークの構築を推進します。
- 認知症バリアフリーを推進します。

【第8期期間中の主な取り組み】

①認知症に関する啓発

地域住民の認知症の理解を深めてもらえるよう、「認知症ケアパス」を活用した普及啓発を実施します。また、地域包括支援センターで実施している認知症に関する相談や認知症ケアに関する助言等を行う相談窓口の周知を図ります。

②認知症の早期発見・早期診断

認知症を早く発見し診断することによって日常生活へのサポートをおこない、できる限り住み慣れた環境で暮らすことができるよう、「認知症初期集中支援チーム」を配置、運営し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。

③認知症高齢者やその家族等をサポートする仕組みの充実

地域包括支援センターの保健師を「認知症地域支援推進員」として配置し、認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護・保険・福祉のネットワークの充実を図り、認知症の人やその家族への支援がスムースに行える体制づくりの推進を継続します。

④認知症バリアフリーの推進

認知症地域支援推進員により、認知症高齢者にやさしい地域づくりをすすめるため、「認知症サポーター」の養成、認知症総合支援事業等の施策の説明と周知により、地域住民と

認知症高齢者の支え合う社会の実現を目指し、認知症バリアフリーを推進します。

（6）高齢者の尊厳の確保と権利擁護

人生の最後まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望むものであり、このことは、介護が必要となった場合でも同じであります。そうした思いに応えるためには、自分の人生を自分で決め、周囲からも個人として尊重される社会の中で、尊厳を保持して生活を送ることできる社会を構築していく必要があります。

本町では、地域包括支援センターが窓口となり、成年後見人制度の利用支援や高齢者虐待防止対応マニュアルによる高齢者虐待への対応など、高齢者の権利擁護事業を進めてきました。

高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯の増加に伴い、財産をめぐるトラブルや身体的、精神的な高齢者虐待、高齢者をねらった悪質な詐欺や消費者被害など、高齢者が被害者となるが全国的に深刻化しています。

今後さらに高齢化が進むことを想定し、ひとり暮らしや認知症等の権利擁護が必要な高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関が連携して、これらの権利擁護対策を進める必要があります。

地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待を未然に防止するとともに、通報の際には迅速に対応できる体制整備を図ります。

【今後の方向性】

- 成年後見制度、権利擁護事業の周知及び利用促進を継続します。
- 高齢者に対する虐待の防止やその早期発見へ努め取り組みを強化します。

【第8期期間中の主な取り組み】

①成年後見制度、権利擁護事業の普及・啓発の推進

成年後見制度、権利擁護事業の普及・啓発を継続し、相談、利用支援、後見人支援により、本人、後見人、福祉関係者、裁判所などの間に入り、制度利用前から利用中までの一貫した調整をする中核機関の役割を担います。

また、成年後見制度の利用申し立てを行う親族がいない重度の認知症高齢者を対象として、町長による申し立て支援を必要に応じて行います。

②高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、通報の際には、迅速に対応できる体制整備を図ります。施設における身体拘束の廃止の徹底、その他権利擁護のための必要な支援をします。

（7）介護保険施設等の整備や住まいの充実

高齢者人口が増加し、ひとり暮らし高齢者や夫婦2人暮らしと高齢者世帯の増加が予想される中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じた日常生活を営むことができるよう、高齢者の身体の機能に応じた住宅の確保が必要です。

高齢者の多様なニーズや個々の身体の状況に応じた住まいが選択できるよう、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームなどの住まいに関する様々な情報提供を行っていきます。

【今後の方向性】

- 要介護・要支援認定を受けている人に対し、住宅改修を行うことで住み慣れた自宅で安心して生活ができるように支援を行います。
- 自宅での生活を継続できるように適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービスの充実を図ります。
- 老朽化した養護老人ホーム、特別養護老人ホームの施設を改築し、入所者の住まいの整備を行います。

【第8期期間中の主な取り組み】

①養護老人ホーム・特別養護老人ホーム「明和園」の改築整備

養護老人ホーム（定員70名）は、65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な方が入所する施設です。

特別養護老人ホーム（定員50名）は、基本的に要介護3以上の高齢者が生活することを目的とした介護保険施設のひとつです。

本町には、養護老人ホームと特別養護老人ホームが併設した「明和園」があり、施設の老朽化により、入居者の日常生活が不便になっております。入居者が安心して暮らし、円滑に介護サービスを受けられるよう、養護老人ホームを定員30名、特別養護老人ホームを定員40名とし施設を改築します。

②小規模多機能型居宅介護サービスの整備

小規模多機能型居宅介護サービスは、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。高齢者の希望に合わせて、数種類のサービスを柔軟にそして一体的に提供できる小規模多機能型居宅介護サービスを整備します。

(8) 福祉・介護人材の確保と育成

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護サービスを安定的に提供できることが必要です。そのための課題に、介護人材の確保及び育成があげられます。国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、介護人材の確保が必要として、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保と育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人の受け入れ環境整備など、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいます。

本町では、多様化する高齢者の介護のニーズに対応できる介護人材の育成と定着のため、人材確保につながる取り組みや、介護人材の育成のための研修を行います。

また、業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国の示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用の情報提供を行います。

生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の日常生活の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう高齢者と地域の人の参加による地域の支え合い活動の仕組み作りを推進します。

【今後の方向性】

- 介護職の処遇改善加算等の制度の情報提供・周知を徹底します。
- 介護職の人材確保の必要性について、地域における周知と啓発を図ります。
- 介護職の採用に関わる町独自の取り組みを周知し、活用を図ります。

【第8期期間中の主な取り組み】

①介護従事者就業支援補助金

町内の介護事業所へ新たに勤務し、町内に居住した方に対し3年間で総額20万円の住宅支援を行います。

②介護従事者養成修学資金貸付金

将来町内の介護保険事業等の職員として介護業務に従事する方（学生）に学校等の在学期間、月額5万円以内無利子貸付を行います。借り受け年数の2倍の年数を従事する場合、償還の全額免除を行います。

③介護職員向け研修会の開催

介護職に従事する方に、介護に関わるスキルアップのため研修会を開催します。

第4章 介護保険制度運営の適正化

1. 介護給付適正化事業の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであります。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、介護保険法の一部が改正され、介護保険計画には、介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることになりました。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るため、北海道と一体となって適正化について実施する主要5事業に取り組み、介護給付の適正化を一層進めることとします。

また、第8期計画における介護給付適正化事業の主要5事業の取り組み状況が介護給付費財政調整交付金の算定に勘案されることとなっております。

2. 介護給付適正化事業

（1）要介護認定の適正化

要介護認定の新規及び変更申請における介護保険認定調査については、直営の訪問調査員により実施し、更新申請については一部を社会福祉法人並びに居宅介護支援事業所へ委託をしております。調査内容についての点検を実施することにより、適正かつ公正な要介護認定の確保を図ります。

	第8期計画中における各年度の目標値
点 檢 数	100%

（2）ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画（ケアプラン）の記載内容について、受給者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点により点検及び支援を行い、個々の受給者が真に必要とするサービスの確保、その状態に適合していないサービス提供の改善をします。

	第8期計画中における各年度の目標値
点 檢 数	100%

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修を希望する受給者宅を訪問し、現状による実態の確認、工事箇所の確認を介護支援専門員、施工業者とともにに行っております。事前申請や工事見積書の内容を確認、点検し、施工後は、完成写真により適正な住宅改修が行われているかを確認しております。また、福祉用具購入・貸与の調査についても、福祉用具利用者に対し訪問調査を行い、福祉用具の必要性、利用状況を確認し、適切かつ効果的な福祉用具の購入・貸与が行われているか確認します。作業療法士等の訪問により効果的な住宅改修、福祉用具活用の意見を得て実施しています。

	第8期計画中における各年度の目標値
確 認 件 数	100%

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

①縦覧点検

受給者毎の複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数及び日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を発見します。

②医療情報との突合

受給者の医療による入院情報と介護保険の給付の情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を排除しております。

縦覧点検・医療城野との突合については、国民健康保険連合会に委託し、実施しております。

	第8期計画中における各年度の目標値
突合・点検	100%

(5) 介護給付費通知の送付

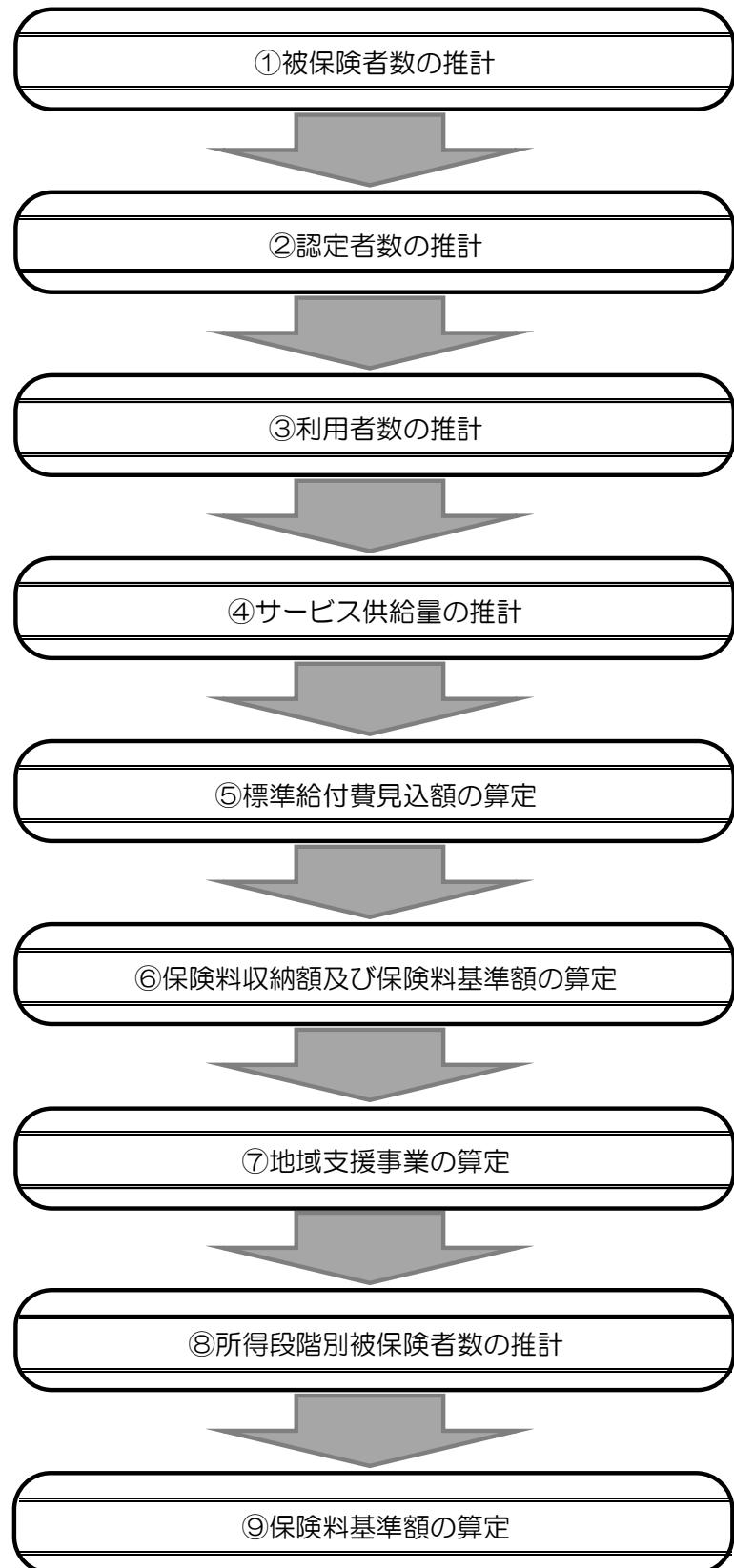
受給者本人及び家族に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し適正なサービスの提供と請求の確認を行っていただきます。

4ヶ月分をまとめて年3回とし、受給者へ通知しています。

	第8期計画中における各年度の目標値
通 知 実 施	100%

第5章 介護保険事業の見込み

1. 保険料算定の流れ



2. 将来推計

(1) 被保険者数の推計

住民基本台帳人口（各年 9月30日現在）に住所地特例者を勘案し、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）及び日本の地域別将来推計人口を補正したデータによる数値に基づき、令和3年から令和22年までの被保険者数について推計を行いました。

介護保険対象年齢の人口は次のように見込まれます。

○被保険者数の実績と推計値（住所地特例者含む）

単位：人

区分	実績値			推計値					
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	
65～69歳	460	446	407	375	344	312	249	242	
70～74歳	358	362	394	383	373	364	344	175	
75～79歳	352	352	346	353	359	365	378	224	
80～84歳	320	301	273	273	275	275	278	168	
85～89歳	253	252	237	225	215	204	185	195	
90歳以上	197	202	197	197	200	201	207	213	
65歳以上合計	1,940	1,915	1,854	1,806	1,766	1,721	1,641	1,217	
40歳～65歳未満合計	1,307	1,260	1,219	1,159	1,137	1,116	1,072	589	
総人口	4,283	4,169	4,051	3,951	3,845	3,740	3,541	2,187	

(2) 認定者数の推計

平成30年から令和2年の対象年齢人口に対する認定者の割合を基に推計しました。

○要支援・要介護認定者の推計

単位：人

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
令和3年度	第1号被保険者	422	38	58	106	70	54	58
	65~69歳	10	0	2	1	0	4	2
	70~74歳	23	2	3	6	5	1	3
	75~79歳	49	3	10	15	9	4	3
	80~84歳	76	11	14	22	8	8	7
	85~89歳	126	11	17	34	21	13	18
	90歳以上	138	11	12	28	27	24	25
	第2号被保険者	5	0	1	3	0	0	1
令和4年度	総 数	427	38	59	109	70	54	58
	第1号被保険者	415	37	56	105	70	53	57
	65~69歳	10	0	2	1	0	4	2
	70~74歳	23	2	3	6	5	1	3
	75~79歳	49	3	10	15	9	4	3
	80~84歳	76	11	14	22	8	8	7
	85~89歳	119	10	15	33	21	12	17
	90歳以上	138	11	12	28	27	24	25
令和5年度	第2号被保険者	5	0	1	3	0	0	1
	総 数	420	37	57	108	70	53	57
	第1号被保険者	409	36	56	102	70	51	57
	65~69歳	9	0	2	1	0	3	2
	70~74歳	23	2	3	6	5	1	3
	75~79歳	50	3	10	15	10	4	3
	80~84歳	75	11	14	21	8	8	7
	85~89歳	114	9	15	31	20	11	17
令和7年度	90歳以上	138	11	12	28	27	24	25
	第2号被保険者	5	0	1	3	0	0	1
	総 数	414	36	57	105	70	51	57
	第1号被保険者	405	35	54	101	70	51	57
	65~69歳	7	0	1	1	0	2	2
	70~74歳	19	1	3	5	4	1	3
	75~79歳	53	3	11	16	10	4	3
	80~84歳	77	11	13	22	9	8	8
令和22年度	85~89歳	104	9	13	28	18	11	15
	90歳以上	145	11	13	29	29	25	26
	第2号被保険者	5	0	1	3	0	0	1
	総 数	410	35	55	104	70	51	57
	第1号被保険者	347	30	44	83	60	48	52
	65~69歳	6	0	2	0	0	3	1
	70~74歳	8	1	1	2	2	0	1
	75~79歳	31	2	6	9	6	3	2
第2号被保険者	80~84歳	46	6	8	13	5	5	5
	85~89歳	108	9	14	29	19	11	16
	90歳以上	148	12	13	30	28	26	27
	総 数	351	30	45	85	60	48	52
	第2号被保険者	4	0	1	2	0	0	1
	総 数	351	30	45	85	60	48	52

3. 介護保険事業の見込み

(1) サービス利用者の推計

1) 施設・居宅系サービス利用者の推計

平成 30 年度から令和 2 年度の居宅・施設系サービスの利用実績を基に、各サービス別の利用者数の伸びから推計しました。

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅系サービス	30	28	27	29	25
特定施設入居者生活介護	30	28	27	29	25
地域密着サービス	16	16	16	16	14
認知症対応型共同生活介護	16	16	16	16	14
介護保険施設サービス	73	73	73	72	65
介護老人福祉施設	46	46	46	45	41
介護老人保健施設	27	27	27	27	24
合 計	119	117	116	117	204

2) 居宅サービス等の利用者数の推計（居宅・施設系サービスを除く）

推計された認定者数から居住・施設系サービスの利用者数を減算し、居宅サービス等の利用者数を推計しました。

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1	38	37	36	35	30
要支援2	54	52	53	51	42
要支援総数	92	89	89	86	72
要介護1	86	87	84	82	66
要介護2	55	55	55	54	46
要介護3	29	28	26	26	26
要介護4	22	21	21	22	19
要介護5	24	23	23	23	18
要介護総数	216	214	209	207	175
合 計	308	303	298	293	247

4. サービス供給量の推計

(1) 各サービスの実績と見込み

1) 居宅サービスの実績と見込み

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助をします。

利用者数は、平成30年度をピークに減少し、令和2年度から横ばいで推移する見通しです。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
訪問介護	1,728	1,695	1,416	1,428	1,416	1,416	1,356	1,140

②訪問介護入浴介護

看護職員と介護職員が利用者宅を訪問し、持参した浴槽により入浴の介護をおこないます。

介護予防訪問入浴介護は、今後も利用者なしと見込んでいます。訪問入浴介護の利用者は、令和2年度からの利用の見込みはありません。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防 訪問入浴 介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護訪問 入浴介護	36	24	0	0	0	0	0	0

③訪問看護

看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

介護予防訪問看護の利用者は、令和2年度に大きく利用者が増加していますが、令和3年度以降は減少し横ばいが続くと見込まれます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防 訪問介護	36	36	144	120	120	120	120	96
訪問看護	156	240	288	336	312	312	312	276

④訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

介護予防・訪問リハビリテーションは、令和2年度見込みと同程度で利用者を見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防訪問 リハビリテーション	24	36	12	12	12	12	12	12
訪問 リハビリテーション	96	132	156	156	156	156	132	120

⑤居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。利用者の健康状態を把握することができ、介護の指導を受けることもできるので、家族にとっても役に立つサービスです。

令和2年度見込みと同程度で、利用者の増加が見込まれています。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防居宅 療養管理指導	24	60	48	48	48	48	48	36
居宅療養管理指導	348	588	636	660	636	636	636	528

⑥通所介護（デイサービス）

利用者が、通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

平成30年度が利用者のピークでありましたが、令和2年度以降は若干の利用者減少を見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
通所介護	732	660	528	540	540	540	504	432

⑦通所リハビリテーション

利用者が、通所リハビリテーション施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスを日帰りで提供します。

利用者は、若干の増加を見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防通所 リハビリテーション	24	26	12	12	12	12	12	12
通所 リハビリテーション	144	144	156	156	156	156	156	120

⑧短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方を短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防短期入所生活介護は、今後も利用者なしと見込んでおります。短期入所生活介護は、一定程度の利用者を見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防短期 入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	60	48	36	36	36	36	36	36

⑨短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設などが、常に療養が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護とともに、令和元年度、2年度と利用がありませんでしたので、第8期計画期間での利用はなしと見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防短期入所療養介護	12	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえて、適切な福祉用具を選ぶための援助、取り付け、調整などを行い、福祉用具を貸与します。

介護予防福祉用具貸与は、令和2年度見込みと同程度で利用が推移すると見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防 福祉用具貸与	180	312	276	264	264	264	252	216
福祉用具貸与	1,212	1,260	1,272	1,260	1,224	1,236	1,236	1,044

⑪特定福祉用具購入費

福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。一人の被保険者に対し、限度額は1年に10万円までです。

利用者が全額を支払った後、個人負担分以外の費用が介護保険から払い戻される「償還払い」と、利用者が個人負担分のみを販売事業者に支払い、個人負担分以外の費用は、介護保険から直接販売事業者に支払う「受領委任払い」を選択できます。

介護予防特定福祉購入費、特定福祉用具購入費とともに、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防特定 福祉用具購入費	12	24	12	24	24	24	12	12
特定福祉 用具購入費	12	24	12	12	12	12	12	12

⑫住宅改修費

自宅で介護を受けるために必要な住居の改修については、定められた6種類の工事について介護保険の適用がされます。1つの家屋につき20万円までは費用の個人負担分のみで改修を行うことができます。

利用者が全額を支払った後、個人負担分以外の費用が介護保険から払い戻される「償還払い」と、利用者が個人負担分のみを販売事業者に支払い、個人負担分以外の費用は、介護保険から直接販売事業者に支払う「受領委任払い」を選択できます。

介護予防住宅改修費、住宅改修費とともに、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防 住宅改修費	12	12	24	36	36	36	24	12
住宅改修費	24	24	12	12	12	12	12	12

⑬介護予防・居宅介護支援

ケアマネージャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関と連絡調整を行います。

要支援認定者を対象とした介護予防支援は、第8期計画中は増加を見込んでいます。要介護認定者を対象とした居宅介護支援は、若干の減少を見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防支援	240	372	276	324	324	324	264	216
居宅介護支援	2,292	2,184	2,004	2,016	1,968	1,968	1,896	1,620

⑭特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防特定施設入居者生活介護は、令和2年度の利用者数の横ばいと見込んでいます。

特定施設入居者生活介護は、若干の減少として利用者数を見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防特定 入居者生活介護	48	36	60	60	60	48	48	36
特定施設 入居者生活介護	336	312	336	300	276	276	300	264

2) 地域密着型サービス実績と見込み

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時対応を行うことで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活 24 時間支えるサービスを提供します。

町内の要介護認定者が利用する事業所がありませんので、利用を見込んでおりません。また、住所地特例者においても、令和 2 年度の利用見込みがないため、第 8 期計画中の利用も見込みなしとしています。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	24	36	0	0	0	0	0	0

②認知症対応型通所介護

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンター や グループホームなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

認知症対応型通所介護の利用者は、令和 2 年見込みと同程度で推移すると見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	24	24	12	12	12	12	12	12

③小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

小規模多機能型居宅介護は、町内では施設を整備しておりませんが、令和4年度に整備を行うため、利用者数は増加すると見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	12	24	24	48	84	96	96	84

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者がグループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けます。グループホームでは、1つの共同生活住居に少人数の利用者が介護スタッフとともに共同生活を送ります。

現在1事業所が町内にあり、利用者は令和2年度見込みと同程度で推移すると見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	216	204	192	192	192	192	192	168

⑤地域密着型通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあります。

令和2年度見込みにて利用者数が増加しています。第8期計画中は若干の増加を見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
地域密着型 通所介護	84	96	156	168	168	168	144	120

3) 施設サービスの実績と見込み

①介護老人福祉施設

常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

第8期計画期間中には、町内の特別養護老人ホームが改築され、定員減となります
が、現在の入所者数を見込んでの定員減となりますので、利用者の減少は見込まず横ばいと見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護老人 福祉施設	540	540	552	552	552	552	552	492

②介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。

第8期計画期間中の利用者は横ばいと見込んでいます。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護老人 保健施設	252	300	336	324	324	324	324	288

③介護医療院（介護療養型医療施設を含む）

日常的な医学管理が必要な重介護者や、看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として平成30年4月より介護医療院を創設しました。長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。介護療養型医療施設の転換については、令和5年度まで延長されておりますが、町内に施設がありませんので利用は見込んでおりません。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護 医療院	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。平成29年度法改正に伴い、現行の介護療養病床の経過措置期間について、6年間延長されていますが、令和2年度の利用者が見込まれていないため、以降の利用者も見込んでいません。

○利用実績及び推計

単位：延べ人数

	実 績		見込み	推 計				
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護料型 医療施設	24	12	0	0	0	0	0	/

(2) サービスの見込み量と給付費の推計

○サービス見込み量【予防給付分】 (給付費は年間合計額(単位:千円)・人数・回数は月平均)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	3,516	3,518	3,518	3,518	2,815
	回数(回)	48.5	48.5	48.5	48.5	38.8
	人数(人)	10	10	10	10	8
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	278	279	279	279	279
	回数(回)	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	476	476	476	476	375
	人数(人)	4	4	4	4	3
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	511	511	511	511	511
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	1,053	1,053	1,053	1,013	858
	人数(人)	22	22	22	21	18
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	423	423	423	214	214
	人数(人)	2	2	2	1	1
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,235	2,235	2,235	1,399	563
	人数(人)	3	3	3	2	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	5,615	5,618	4,494	4,494	3,371
	人数(人)	5	5	4	4	3
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	1,470	1,471	1,471	1,200	981
	人数(人)	27	27	27	22	18
介護予防サービス総給付費	給付費(千円)	15,577	15,584	14,460	13,104	9,967

○サービス見込み量【介護給付分】

(給付費は年間合計額(単位:千円)・人数・回数は月平均)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	166,442	166,061	166,061	160,284	134,085
	回数(回)	3,805.7	3,795.7	3,795.7	3,663.3	3,080.3
	人数(人)	119	118	118	113	95
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	9,880	9,083	9,083	9,083	8,079
	回数(回)	102.6	94.2	94.2	94.2	84.0
	人数(人)	28	26	26	26	23
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,954	4,957	4,957	4,957	3,840
	回数(回)	138.9	138.9	138.9	138.9	107.7
	人数(人)	13	13	13	13	10
居宅療養管理指導	給付費(千円)	6,686	6,437	6,437	6,437	5,314
	人数(人)	55	53	53	53	44
	給付費(千円)	33,943	33,962	33,962	31,944	27,790
通所介護	回数(回)	403.1	403.1	403.1	377.9	328.1
	人数(人)	45	45	45	42	36
	給付費(千円)	6,277	6,280	6,280	6,280	4,872
通所リハビリテーション	回数(回)	81.2	81.2	81.2	81.2	62.8
	人数(人)	13	13	13	13	10
	給付費(千円)	2,507	2,508	2,508	2,508	2,508
短期入所生活介護	日数(日)	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
	人数(人)	3	3	3	3	3
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	10,762	10,400	10,549	10,453	8,963
	人数(人)	105	102	103	103	87
	給付費(千円)	453	453	453	453	453
特定福祉用具購入費	人数(人)	1	1	1	1	1
	給付費(千円)	756	756	756	756	756
	人数(人)	1	1	1	1	1
住宅改修費	給付費(千円)	44,487	41,722	41,722	44,752	40,327
	人数(人)	25	23	23	25	22
	給付費(千円)					

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	5,032	5,035	5,035	4,331	3,532
	回数（回）	71.2	71.2	71.2	60.4	49.6
	人数（人）	14	14	14	12	10
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	840	841	841	841	841
	回数（回）	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3
	人数（人）	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	5,406	10,981	13,008	13,008	2,255
	人数（人）	4	7	8	8	2
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	49,866	49,894	49,894	49,894	43,743
	人数（人）	16	16	16	16	14
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費（千円）	124,451	124,520	124,520	121,789	110,531
	人数（人）	46	46	46	45	41
介護老人保健施設	給付費（千円）	83,543	83,589	83,589	83,589	74,400
	人数（人）	27	27	27	27	24
介護医療院	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費（千円）	0	0	0		
	人数（人）	0	0	0		
(4) 居宅介護支援	給付費（千円）	27,687	27,018	27,018	26,022	22,314
	人数（人）	168	164	164	158	135
介護サービス総給付費	給付費（千円）	583972	584497	586673	577381	494603

5. 保険料の推計

(1) 標準給付費の見込み額

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付額を計算します。総給付費以外の項目は過去の実績を基に推計しています。

○標準給付費見込額の算定

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
標準給付費	645,913	645,828	645,664	1,937,405	631,964	536,535
総給付費	599,549	600,081	601,133	1,800,763	590,485	504,570
特定入所者介護サービス費等給付額	28,246	27,634	26,924	82,804	24,212	20,728
高額介護サービス費等給付額	14,000	14,000	13,500	41,500	13,500	8,826
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,600	3,600	3,600	10,800	3,300	2,011
算定対象審査支払手数料	518	513	507	1,538	467	400

(2) 地域支援事業費の見込み額

平成29年度より開始した予防・日常生活支援総合事業及び平成30年度より開始した社会保障充実分事業に係る費用について推計しています。

○地域支援事業費見込額の算定

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	25,360	25,580	25,885	76,825	22,995	16,895
介護予防・日常生活支援総合事業費	17,253	17,420	17,525	52,198	16,111	11,754
包括支援事業・任意事業費	7,773	8,000	8,200	23,973	6,747	5,004
包括的支援事業（社会保障充実分）	334	160	160	654	137	137

(3) 保険料収納必要額の推計

介護保険事業に必要な事業費を基に、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下の通りです。

○保険料収納必要額の算定

単位：千円

項目		令和 3～5年度	令和 7年度	令和 22年度
事業費	標準給付費見込額 ①	1,937,405	631,964	536,535
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業)	②	76,825	22,995	16,895
	内	(52,198)	(16,111)	(11,754)
	事業合計 ①+② ③	2,014,230	654,959	553,430
保険料収納必要額	第1号被保険者負担割合 ④	23.0%	23.4%	26.8%
	第1号被保険者負担分相当額 (③×④) ⑤	463,273	153,260	148,319
	調整交付金相当額 ⑥	99,480	32,403	27,414
	調整交付金見込交付割合 ⑦ (※3ヶ年平均)	10.15%	9.61%	12.00%
	調整交付金見込額 {(①+②うち総合事業分)×⑦} ⑧	201,878	62,280	65,795
	準備基金取崩額 ⑨	10,350	0	0
	保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑧-⑨)	350,525	123,383	109,938

※調整交付金見込交付割合⑦は、それぞれの年度の率を3ヶ年を合計し平均しています。

(4) 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者の保険料段階は第6期計画と同様に9段階となります。各段階における将来の被保険者数を推計した結果は以下のとおりとなります。

○第1号被保険者の所得段階別被保険者数の推移

単位：人

	所得段階別人数					基準額に対する割合
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
第1段階	409	399	385	347	257	0.50
第2段階	278	269	263	249	185	0.75
第3段階	209	205	200	190	141	0.75
第4段階	155	152	148	141	105	0.90
第5段階	211	207	201	192	142	1.00
第6段階	246	240	234	223	166	1.20
第7段階	161	157	153	146	108	1.30
第8段階	68	68	68	79	58	1.50
第9段階	69	69	69	74	55	1.60
合計	1,806	1,766	1,721	1,641	1,217	
補正後 被保険者数	1,644	1,610	1,573	1,523	1,130	
補正後被保険者数 8期合計			4,827			

(5) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後被保険者数から、保険料の基準額を求めます。その結果、第8期の保険料基準額（月額）は6,091円となり、第7期の保険料基準額（月額）6,291円と比べ3.2%減額となります。また、年額73,093円の100円未満を端数調整し、基準額（年額）を73,100円とします。

○保険料額の算定

項目		令和3～5年度	令和7年度	令和22年度
保険料必要収納額	①	350,525 千円	123,384 千円	109,939 千円
予定保険料収納率	②	99.35 %	99.35 %	99.35 %
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)	③	4,827 人	1,523 人	1,130 人
保険料【年額】 ①÷②÷③	④	73,093 円	81,543 円	97,928 円
保険料【月額】 ④÷12ヶ月		6,091 円	6,795 円	8,160 円

(6) 所得段階別保険料

○所得段階別保険料（令和3年度～令和5年度）

保険料段階	課税区分	本人の年金収入額等	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	非課税世帯 本人非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入額等が80万円以下の方	0.30 (0.50)	1,833円 (3,050円)	22,000円 (36,600円)
第2段階		本人年金収入額等が80万円超120万円以下の方	0.50 (0.75)	3,050円 (4,575円)	36,600円 (54,900円)
第3段階		本人年金収入額等が120万円超の方	0.70 (0.75)	4,266円 (4,575円)	51,200円 (54,900円)
第4段階	課税世帯	本人年金収入額等が80万円以下の方	0.90	5,483円	65,800円
第5段階		本人年金収入額等が80万円超の方	1.00	6,091円	73,100円 (基準額)
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,316円	87,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	1.30	7,925円	95,100円
第8段階		合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	1.50	9,141円	109,700円
第9段階		合計所得金額が320万円以上の方	1.70	10,358円	124,300円

※低所得者負担の軽減という観点から、保険料に別枠で公費負担を投入する制度が設けられており、

第1段階から第3段階までの被保険者については、保険料が軽減されます。なお、第1段階の基準額に対する割合を0.30、第2段階を0.50、第3段階を0.70とする予定です。

※()内は軽減前の数値です。

第6章. 計画の推進に向けて

1. 計画の推進方策

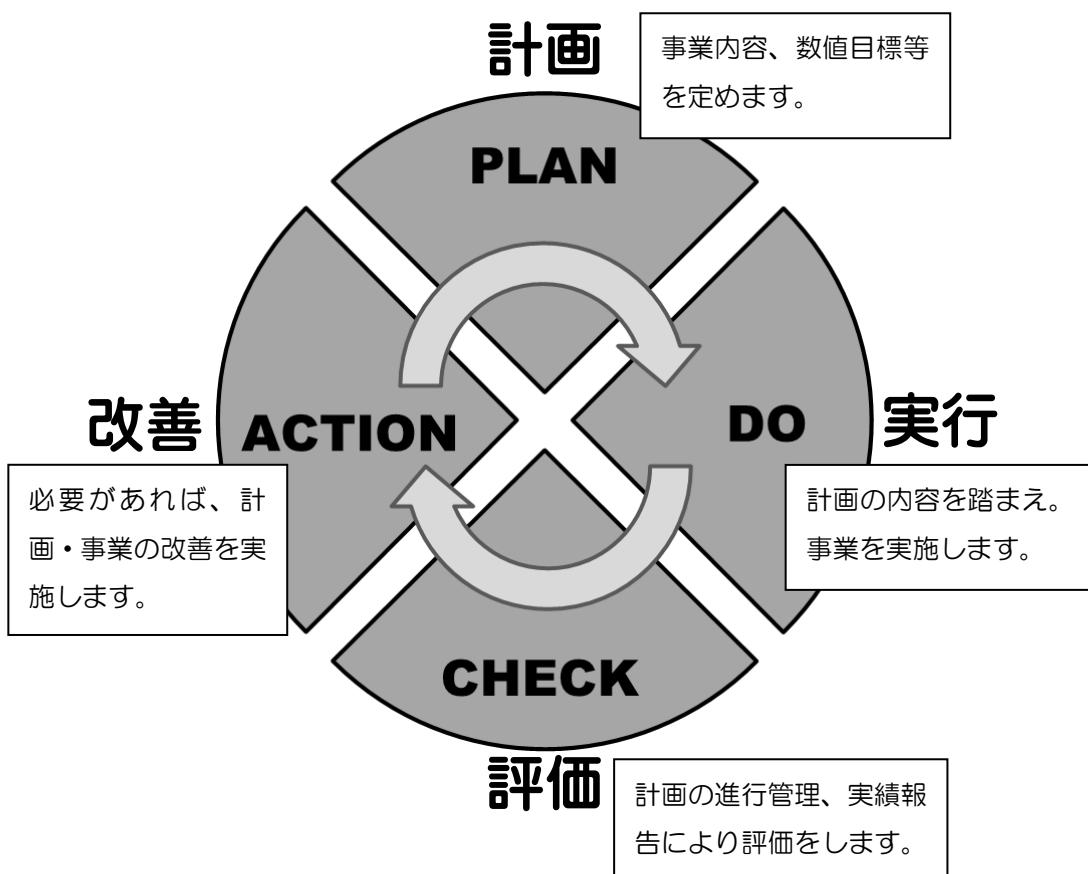
(1) 検討組織による計画の評価推進

計画の推進に当たっては、引き続き、本計画の評価指標に基づく PDCA サイクルによる評価を実施します。また、増毛町介護保険運営協議会において評価結果を報告し、次期計画へ反映していきます。

(2) PDCA サイクルによる地域マネジメントの充実

保険者機能の強化に向けて、地域包括ケア「見える化」システムを始めとする各種調査報告や分析システムを活用することにより、介護給付費の実績分析や各種事業の実績把握、保険者機能強化推進交付金の評価結果などを活用して、地域マネジメントを推進します。

また、個人情報の取扱に配慮しながら関連データの活用促進を図り、介護レセプトや要介護認定情報、高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報など、介護予防に関するものを含めデータの利活用を進めて行きます。



2. 指標の設定について

第8期計画においては、個々の施策・事業に活動目標を設定していますが、そうした取組を通じて実現する、第8期計画全体の指標を次のとおり設定します。

この指標は、本町で取り組んでいる健康づくりや介護予防、給付適正化の取り組みの成果といえるものです。

【第8期介護保険事業計画に掲げる成果指標】

No	指標	現状値 令和2年9月末	目標 令和5年度
O1	65歳以上～75才未満の高齢者のうち、要支援1以上の認定を受けている高齢者の割合	4.2%	4.0%以下
O2	75歳以上～85才未満の高齢者のうち、要支援1以上の認定を受けている高齢者の割合	20.3%	20.0%以下

増毛町 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月発行

発行 増 毛 町

編集 福 祉 厚 生 課 •

地域包括支援センター

〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目34番地

保健センター「健康一番館」

TEL : 0164-53-3111

FAX : 0164-53-2224

E-mail : fukusi@town.mashike.hokkaido.jp

URL : <http://www.town.mashike.hokkaido.jp/>